

別表六（十三）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人が令和3年改正前の措置
法第42条の5第2項《高度省エネルギー増進設備等を取
得した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受け
る場合に記載します。

2 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額9」は、

法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受
ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金とし
て積み立てる方法により経理したときは、その経理した
金額を記載します。